令和元年度　「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
1	政府統計調査における公サ法適用の一層の促進	2019 年４月時点で公サ法が適用されている政府統計調査は、終了プロセスに至った案件や新規適用案件が含まれているものの、前年同時期と比較して同程度にとどまっている。JMRAでは、公サ法適用案件の実施要項は、競争性改善上のチェックポイントに基づく適格な仕様内容として高く評価しており、政府統計調査の調達における公サ法の適用が一層拡大されることを期待している。 政府統計調査への公サ法適用促進は、一者応札の改善や落札コストの適正化などが期待できるとともに、政府統計調査におけるPDCAが一層進むと思われる。	政府統計調査への公サ法適用促進は、一者応札の改善や落札コストの適正化などが期待できるとともに、政府統計調査におけるPDCAが一層進むと考えられるため。	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の対象事業の選定に当たっては、政府統計調査に係る業務も対象として、外部委託の状況や入札関係資料について確認を行い、引き続き検討を進めているところです。 今後とも、同法に基づく入札を実施することによりサービスの質の維持・向上や経費削減効果が見込まれる政府統計調査については、対象事業としての選定を各行政機関に促してまいります。
2	共同事業体が入札に参加する際の全省庁統一資格ランクの要件について	統計調査の改善・統合に伴い大型化した統計調査事務の調達において、1者単独での応札が困難になり、ジョイント・ベンチャーによる入札参加が見込まれる。現行の調達では、入札参加要件で示された全省庁統一資格ランクを持つ企業間でのジョイント・ベンチャーは認められているが、資格ランクをA・Bランクに設定された際は、参加事業者が限定され、1者（共同事業体）応札に繋がることも考えられる。 1者（共同事業体）応札を抑制する観点から、大型化した統計調査事務の調達においては、1者単独で参加する事業者の参加要件とジョイント・ベンチャーで参加する共同事業体の参加要件を別々に設定するなど参加要件の在り方について検討をお願いしたい。	統計調査の改善・統合に伴い大型化した統計調査事務の調達において、1者単独での入札参加要件とジョイント・ベンチャーでの入札参加要件をそれぞれに設定するなど、入札の参加促進に繋がる要件を設定することで、1者応札の抑制に繋がることが期待できる。	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年３月31日各府省統計主幹課長等会議申合せ。平成31年４月26日最終改正。）において、「各府省は、１民間事業者での実施が困難と予測される事業等を民間委託する場合、通常の１民間事業者による入札参加に加え、共同事業体による入札参加の活用を検討する」とされ、その検討に当たり「共同事業体の代表者とその他共同事業体の構成員に求める入札参加要件（全省庁統一資格ランク、認証・資格等）を区別するなど、入札参加要件の緩和の可能性」に留意することとされております。 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札を実施する場合においては、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方」（平成27年３月17日総務省官民競争入札等監理委員会事務局。平成29年12月19日最終改正。）における「チェックポイント」において、「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要の無い入札参加資格については代表者のみに求め、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にする。」旨の項目を定めており、実施要項の審査の際に御指摘の点を確認しているところ、引き続き審査時のポイントとして留意してまいります。
3	中央省庁から地方公共団体に委託されている統計調査事務（法定受託事務）における民間事業者の活用促進	中央省庁が担当する統計調査事務に関しては、民間事業者の活用が推進され、年々拡大されているものの、中央省庁から地方公共団体に委託されている統計調査事務での民間事業者の活用は進んでいないのが現状である。 中央省庁の統計調査事務では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿った民間事業者の活用により、民間の創意工夫を取り入れ、業務の効率化やコストの適正化、統計精度の維持・向上が進められている。地方公共団体の統計調査事務においても、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿った民間事業者の活用を推進することで、民間事業者の創意工夫が取り入れられ、業務の効率化やコストの適正化、統計精度の維持・向上などの効果が期待される。	地方公共団体の調査事務において、民間事業者の持つ技術とノウハウを活かすことで、適正なコストと業務効率化の実現に期待ができるため。	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年３月31日各府省統計主幹課長等会議申合せ。平成31年４月26日最終改正。）においては、「法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位での民間事業者の活用の可能性を検討する。」とされており、各地方公共団体が取り巻く状況に応じて、民間事業者の受託可能性を判断することになります。 統計調査事務の民間委託について、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体からの要望があれば、必要に応じ環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
4	公共サービス改革の内容について	一般的に行政機関の受託事業は、入札資格が大企業を前提とした「Ａ、Ｂ等級」である、経験やスキルのある小規模の事業者が入札できない。大企業優先という参入障壁を下げてほしい。また、上記に関して、大企業が小さな案件も受託している現状から、受託事業の規模、内容及び契約金等の組織規模等のバランスを考慮してほしい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、公共サービスの適正かつ確実な実施が担保される範囲内で、競争参加資格の緩和のほか、共同事業体の入札参加を可能とすることを明記するなど、広く民間事業者の応札を促すための取組を行っております。また、分割発注などを行うことによって競争性の改善等が見込まれる場合は、その検討を公共サービスの実施府省等に促すなどの取組を行っているところです。 今後とも法に基づく入札の実施に当たっては、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。
5	公共サービス改革の内容について	統計調査業務は、単年度の契約を繰り返して実施しているところ、複数年度契約にすることで、事務負担やコストの削減が実現できると考えられるため、複数年度契約にしてほしい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、統計調査業務をはじめ、複数年度契約にすることにより、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、可能な限り複数年度化を促すようにしております。 業務の性質上、複数年度化が困難である事業を除き、引き続き複数年度契約の検討を促すようにしてまいります。 今後とも法に基づく入札の実施に当たっては、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。
6	公共サービス改革の内容について	行政機関から民間に業務を委託する際に、特に留意しなければならない点として、ＩＴ等の情報関係業務を受託するには、事業者側がセキュリティポリシー等の指針を策定して、個人情報の保護や情報漏洩等に速やかに対応できる体制を構築していることが肝心である。加えて、セキュリティの脆弱性を改善する手段や方法等の対応も重要である。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく入札により公共サービスを実施する際には、入札関係資料に当たる実施要項において、受託者となる民間事業者に対して、業務実施に当たって取り扱う情報の管理について、明記するようにしております。また、法に基づく入札の対象公共サービスの実施過程においては、法第２５条により民間事業者に守秘義務が課されることになっており、厳に情報漏えい等の問題が生じないような体制の担保を行っているところです。 今後とも法に基づく入札の実施に当たっては、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。
7	公共サービス改革の内容について	公共サービスは、従来から「人と予算」を前提とした運用がなされているが、もっと「仕組と予算」の視点で、サービスを享受する利用者（国民）の便益も考えるべきではないか。利用者の立場で、どのようなサービスを提供すれば満足してもらえるのか、サービスの質や機能面などの視点が必要である。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っております。具体的には、あらかじめ実施要項において公共サービスの実施に必要な体制に制限をかける形ではなく、入札に参加する民間事業者がその実施体制を提案し、それを評価する入札の仕組みについても検討するように促しているところです。 今後とも、上記の基本理念を実現できるように、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
8	公共サービス改革の内容について	公物（資産）を維持管理するという硬直的な思考発想だけではなく、その公物をいかに有効活用していくのか。有効活用することで、国民の利益になることを、行政機関、事業者及び利用者である国民を含め広い視点からの議論が必要である。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）においては、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを基本理念としており、その方法として官民競争入札及び民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の実施を促しております。 競争の導入による公共サービスの改革を行う際に定める「公共サービス改革基本方針」の策定に当たっては、毎年度の見直しにおいて広く民間からの意見を聴取することとしており、また、法に基づく入札の実施に当たっては、入札関係資料に当たる実施要項の作成過程においてパブリックコメントの実施を発注者である国の行政機関等に求めております。 今後とも、御指摘の点を踏まえて、競争の導入による公共サービスの改革を推進してまいります。
9	公共サービス改革の内容について	「人、組織、社会」を支えるインフラを整備して、公物を有効活用することを前向きに進めるためにも、仕様書に『ファシリティマネジャーの資格保有』等を総合評価方式で導入してはどうであろうか。また、規制を少し緩和するだけで、事業者のアイデアや第三者の発想が生かされるケースも大いにある。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映されることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っており、総合評価落札方式による入札の実施を原則としております。また、実施要項の作成に当たっては、あらかじめ実施要項において公共サービスの実施に必要な体制に制限をかける形ではなく、入札に参加する民間事業者がその実施体制を提案し、それを評価する入札の仕組みについても検討するように促しているところです。 今後とも、上記の基本理念を実現できるように、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。